

令和5年5月1日

保護者 様

埼玉県立浦和西高等学校長 加藤 元

5類感染症への移行後の学校における対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行されるに伴い、県教育委員会の指導に基づき、下記のとおり対応いたします。

年度途中での対応変更になりますが、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 通常時の対応について

- (1) 生徒の健康状態を継続的に把握します。
- (2) 気候上可能な限り、常時、教室等の換気に努めます。
- (3) 外から教室に入るときや昼食の前後など、こまめな手洗い等を指導します。
- (4) マスクの着用については、生徒の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねます。
ただし、熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業、運動部活動の活動中等はマスクを外すよう指導します。
- (5) 登下校時に通勤ラッシュ時等、混雑した電車やバスを利用する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面ではマスクの着用を推奨します。
- (6) 昼食時は「黙食」は必要ありません。
ただし、会食中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないよう、十分に注意してください。

2 感染流行時の対応について

- (1) 状況に応じて教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促します。
- (2) 感染リスクが比較的高い学習活動を実施する場合は、「近距離」や「対面」「大声」での発声や会話を控える、身体的距離を確保するなどの対策を講じます。

3 生徒の出席停止の扱いについて

(1) 生徒の陽性が判明した場合

ア 有症状者の場合

「発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

イ 無症状者の場合

「陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで」

(2) 体調不良者のうち、医師から登校を控えるよう指示された場合（上記（1）を除く）

「医師から感染のおそれがないと認められるまで」

※ なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。

4 部活動について

陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行いません。

ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、必要に応じて活動停止の措置を講じます。

活動停止期間中は、対外試合などの他校との活動には参加できません。ただし、公式大会への参加については、県教育委員会及び大会主催者と協議の上、参加の可否を判断します。

5 濃厚接触者の扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行わないことになるため、同居している家族が陽性となった生徒や、陽性者と感染対策を行わずに飲食を共にした生徒であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒については、出席停止の対象とはいたしません。

6 適用年月日

令和5年5月8日（月）

担 当 教頭 岡田・菊池

電 話 048-831-4847